

## 第2編 河川・道路維持管理等業務

### 第1章 事故防止に関する業務

#### V-2-1-1-1 受注者の業務

##### 1 業務内容

受注者は、原則として本市の平常勤務時間外に、通行車両や歩行者等に支障を及ぼす道路等の欠陥が生じた場合、下水道用マンホール蓋および下水管渠（取付管程度）等に異常が発生した場合、もしくは街路樹の倒木や公園施設の破損等が発生した場合、これらによる事故を未然に防止するため、緊急の応急処理作業を行うものとする。

ただし、下水道施設に関する応急処理等作業については、第3編第10章事故防止対策の規定によらなければならない。

平常勤務時間外とは次表のとおりとする。

月曜日～金曜日	土・日・休日	年末年始 12/29～1/3
0：00～9：00 及び 17：30～24：00	終 日	

##### 2 欠陥箇所

受注者は、次の欠陥箇所について応急処理作業を行うものとする。

- (1) 道路の陥没及び局所的な破壊、冠水
- (2) 街路灯、標識等の破損
- (3) 道路上の不法投棄物、交通障害物
- (4) 高欄、安全柵等の交通安全施設の破損
- (5) 路面の凍結、降雪及び油脂類等の落下による路面の滑り
- (6) その他、道路構造物、河川構造物、これらの付属物等の突発的な欠陥

##### 3 処理内容

受注者は、現地調査の結果、次のような応急処理作業を行うものとする。

- (1) 砕石及び常温合材による陥没箇所の穴埋め
- (2) 油脂類が飛散している場合の砂または油吸着剤散布による滑り防止
- (3) 通行車両や歩行者等に支障を及ぼす路面上の落下物の移動・撤去及び清掃
- (4) 道路が凍結した場合、または凍結が予想される場合の凍結防止剤散布によるスリップ防止
- (5) 保安柵・注意灯等の設置
- (6) 安全柵等の破損物撤去

##### 4 その他

前項の応急処理作業でも不相当と判断した場合については、直ちに監督職員または宿日直センター（平常勤務時間外に市民等から通報を受ける本市所管をいう。以下同じ。）に連絡し、指示を受けること。

#### V-2-1-1-2 業務開始連絡

受注者は待機期間中毎日、宿日直センターに勤務の開始時点に連絡をとり、社名、連絡者名、連絡先及びその電話番号を通知しなければならない。

#### **V - 2 - 1 - 1 - 3 人員・資機材の整備**

受注者は、待機期間中常にV - 2 - 1 - 1 - 1 第3項に規定する処理ができる体制を整え、人員・資機材の整備をしておかなければならない。

#### **V - 2 - 1 - 1 - 4 出動**

受注者は、監督職員または宿日直センターから指示があった場合は、受付簿にその内容を記録して確認した後、必要と思われる資機材を持って、直ちに出動しなければならない。

#### **V - 2 - 1 - 1 - 5 受注者の責務**

受注者は、監督職員または宿日直センターから指示があったにも関わらず、故意に出動が遅れ、また出動しなかったために生じた損害について、その責任を負わなければならない。そのため、委託業務の遂行にあたっては厳格な体制を遵守すること。

#### **V - 2 - 1 - 1 - 6 保安施設の設置**

受注者は、監督職員または宿日直センターから出動の指示があった場合、現地を確認し詳細な調査を行った上で、通行車両や歩行者等に危険と思われる場合は、保安柵・注意灯等を設置しなければならない。設置する保安柵・注意灯等は、常に予備を含めて相当数を常備しておかなければならない。

#### **V - 2 - 1 - 1 - 7 処理完了報告**

受注者は、応急処理作業完了時、速やかに監督職員または宿日直センターに処理完了の報告を行うものとする。また、現場の状況及び処理の内容並びに使用資機材を詳細に記録し、処理状況を日時・場所記入の黒板とともに確認できる写真を資料として撮影し、付近見取図を添付して処理日の翌日（原則として、直近の本市の平常勤務時間とする。）に監督職員へ応急処理報告書を提出すること。

#### **V - 2 - 1 - 1 - 8 現場発生品**

応急処理作業により撤去した破損物等の現場発生品は、受注者が責任を持って処理を行い、その処分については原則として平常勤務時間内に工営所搬入とする。ただし、処分について設計図書で定める場合はそれによることとする。その他疑義が生じた場合は監督職員と協議すること。

#### **V - 2 - 1 - 1 - 9 返還**

受注者が現場に保安柵・注意灯等を設置し、発注者がこれらを撤去した場合は、受注者はこれらの返還を受けること。返還方法については監督職員と協議すること。

#### **V - 2 - 1 - 1 - 10 保安柵等の設置要領**

保安柵・注意灯等の設置要領は、工事現場における保安施設等の設置基準（大阪市告示第356号、平成19年3月30日）を標準とするが、受注者は現場状況に応じて適宜判断し、通行車両や歩行者等に対して十分に注意を喚起できるよう配慮すること。

#### **V - 2 - 1 - 1 - 11 履行報告**

受注者は待機及び出動した内容を業務月報に記入して報告すること。また、出動し処理した内容を業務日報に詳細に記入し報告しなければならない。

### V - 2 - 1 - 1 - 1 2 履行確認

監督職員は受注者から提出される業務月報、業務日報、応急処理報告書に基づき履行確認を行うものとする。

## 第2章 産業廃棄物の運搬及び処分に関する業務

### V - 2 - 2 - 1 - 1 受注者の業務

受注者は、運搬・処分を委託された産業廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」その他関係法令等を遵守し、適正に運搬又は処分を行わなければならない。

### V - 2 - 2 - 1 - 2 マニフェストの運用

#### 1 運用

受注者は、監督職員より受け取ったマニフェストに記載洩れ等が無いことを確認すること。また、記載洩れ等がある場合、記載修正等を監督職員に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

#### 2 マニフェストの流れ

##### (1) 廃棄物引渡し時

受注者は、必要記載事項が記入された7枚複写の管理票（A, B1, B2, C1, C2, D, E 票）を、廃棄物とともに監督職員から受取る。

受注者は、廃棄物を受領した際、A, B1, B2, C1, C2, D, E 票の運搬担当者欄にサイン又は押印し、A 票を監督職員に返す。

##### (2) 運搬終了時

受注者は、廃棄物の運搬を終了（積下ろしまでをいう。）した際、B1, B2, C1, C2, D, E 票の運搬終了年月日欄に運搬終了日を記入し、受注者の処理施設に廃棄物の積下ろしとともに渡す。

また、受注者は中間処理（又は最終処分）が完了した際、B1, B2, C1, C2, D 票（最終処分の場合はE 票を含む。）の処分担当者欄にサイン又は押印する。

##### (3) 運搬終了報告

受注者は、B1 票を自らの控えとして保管するとともに、運搬終了後10日以内に、B2 票を監督職員に提出する。

##### (4) 処分終了後

受注者は、中間処理を実施した際は、C1, C2, D, E 票の処分終了年月日欄に処分終了日を記入し、C1, C2 票を自らの控えとして保管するとともに処分終了後10日以内に、D 票を監督職員に提出する。

##### (5) 最終処分終了確認

受注者は、廃棄物の最終処分が完了した報告を最終処分業者から受けた際、E 票に最終処分を行った場所及び名称、最終処分日を記入し、最終処分の報告を受けてから10日以内に監督職員に提出する。ただし、最終処分業者への委託については、受注者の責任において法令に基づき適正に処理させるとともに、最終処分業者との委託契約書の写しと最終処分業者の許可証の写しを監督職員へ提出しなければならない。

### V - 2 - 2 - 1 - 3 業務計画書

受注者は、業務着手前に運搬計画書又は処理計画書（許可証及び中間・最終処分地を明記したもの）を別途、監督職員に提出すること。また、その他必要となる書類がある場合は、監督職員の指示を受

けること。

#### V - 2 - 2 - 1 - 4 業務遂行における留意事項

受注者は、廃棄物を引き取る際、運搬車両ごとに現場写真を撮影し、写真帳（原則として4切版フリーアルバム）にて整理し提出すること。その際、運搬車両ごとに産業廃棄物搬入集計表を作成し、監督職員に提出すること。また、運搬車両ごとに計量を行い、計量伝票を監督職員に提出すること。

#### V - 2 - 2 - 1 - 5 再委託

V - 1 - 1 - 1 - 26第1項（2）の規定に基づく事項を次に示す。

- （1）産業廃棄物に係る収集運搬
- （2）特記仕様書に定める産業廃棄物に係る処理方法

### 第3章 底質調査

#### V - 2 - 3 - 1 - 1 目的

底質調査は河床泥を採取し、底質試験及び計量証明を行うこと目的とする。

なお、業務を行う際には、次に記載する法令等による試験・分析項目、基準値、分析・計量方法等を遵守すること。

- （1）「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年12月 平成19年改正）
- （2）「底質の処理・処分等に関する指針」（平成14年8月 環境管理局）
- （3）「底質調査法」（昭和63年 環境庁）
- （4）「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成20年3月改正 環境省）
- （5）日本工業規格「J I S」

#### V - 2 - 3 - 1 - 2 調査機器

エクマンバージ型採泥器又はこれに準ずる採泥器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

#### V - 2 - 3 - 1 - 3 採泥

- 1 採取位置は、設計図書に基づき計画書を提出し、監督職員と協議するものとする。
- 2 試料の採泥時には、採泥日時・気温・泥温・水深及び河床高・色・臭気等の記録を行い、監督職員に提出するものとする。
- 3 採泥後の試料は、クーラーボックス等に入れ遮光及び保冷して試験室に搬入すること。

#### V - 2 - 3 - 1 - 4 底質試験

- 1 設計図書に定める項目の試験を行うものとする。
- 2 表V - 2 - 3 - 1底質試験方法に示す試験方法により試験するものとする。なお、試験方法が複数ある場合は、設計図書の定めにより行うものとする。
- 3 試験値に疑義が生じた場合、速やかに監督職員に報告するものとする。

#### V - 2 - 3 - 1 - 5 成果品

成果品は、次のものを提出するものとする。

- (1) 実施報告書
- (2) 計量証明書
- (3) 記録写真
- (4) その他監督職員の指示のあった資料

#### V - 2 - 3 - 1 - 6 その他

- (1) 各種成果品及び報告書は、事前に監督職員と打合せを行い、様式等の確認を得ること。
- (2) 作業内容及び使用資機材について、月報(半月毎)にまとめ、監督職員の提示請求があった場合には速やかに提出するとともに、実施報告書に添付すること。
- (3) 関係先・関係官公署への手続きを行い、関係諸法令等を遵守し事故発生を未然に防止すること。
- (4) 採泥作業に先立ち、地元住民・河川利用者・工事関係者と十分な調整を行い、作業の安全に努めること。

表V - 2 - 3 - 1 底質試験方法

(溶出試験)

試験項目	試験方法	定量下限値
アルキル水銀化合物	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2及び 昭和49年9月環境庁告示第64号付表3	検出されないこと
水銀又はその化合物	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1	0.005 mg / l
カドミウム又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 ( 2 0 0 8 ) 5 5	0.1 mg / l
鉛又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 ( 2 0 0 8 ) 5 4	0.1 mg / l
有機りん化合物	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1又は J I S K 0 1 0 2 ( 2 0 0 8 ) 3 1 - 1	1 mg / l
六価クロム化合物	J I S K 0 1 0 2 ( 2 0 0 8 ) 6 5 . 2	0.5 mg / l
ひ素又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 ( 2 0 0 8 ) 6 1	0.1 mg / l
シアン化合物	J I S K 0 1 0 2 ( 2 0 0 8 ) 3 8 . 1 . 1 に定める方法を除く)	1 mg / l
PCB	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3又は J I S K 0 0 9 3 ( 2 0 0 6 )	0.003 mg / l
銅又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 ( 2 0 0 8 ) 5 2	3 mg / l
亜鉛又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 ( 2 0 0 8 ) 5 3	2 mg / l

試験項目	試験方法	定量下限値
ふっ化物	J I S K 0 1 0 2 ( 2 0 0 8 ) 3 4	15 m g / l
トリクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5 ( 1 9 9 5 ) 5 - 1 、 5 - 2 、 5 - 3 - 2 、 5 - 4 - 1	0.3 m g / l
テトラクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5 ( 1 9 9 5 ) 5 - 1 、 5 - 2 、 5 - 3 - 2 、 5 - 4 - 1	0.1 m g / l
ベリリウム又は その化合物	昭和 48 年 2 月環境庁告示第 13 号別表第 7	2.5 m g / l
クロム又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 ( 2 0 0 8 ) 6 5 - 1	2 m g / l
ニッケル又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 ( 2 0 0 8 ) 5 9	1.2 m g / l
バナジウム又は その化合物	J I S K 0 1 0 2 ( 2 0 0 8 ) 7 0	1.5 m g / l
ジクロロメタン	J I S K 0 1 2 5 ( 1 9 9 5 ) 5 - 1 、 5 - 2 、 5 - 3 - 2 、 5 - 4 - 1	0.2 m g / l
四塩化炭素	J I S K 0 1 2 5 ( 1 9 9 5 ) 5 - 1 、 5 - 2 、 5 - 3 - 2 、 5 - 4 - 1	0.02 m g / l
1, 2-ジクロロエタン	J I S K 0 1 2 5 ( 1 9 9 5 ) 5 - 1 、 5 - 2 、 5 - 3 - 2 、 5 - 4 - 1	0.04 m g / l
1, 1-ジクロロエチレン	J I S K 0 1 2 5 ( 1 9 9 5 ) 5 - 1 、 5 - 2 、 5 - 3 - 2 、 5 - 4 - 1	1 m g / l
シス-1, 2-ジクロロ エチレン	J I S K 0 1 2 5 ( 1 9 9 5 ) 5 - 1 、 5 - 2 、 5 - 3 - 2 、 5 - 4 - 1	0.4 m g / l
1, 1, 1-トリクロロ エタン	J I S K 0 1 2 5 ( 1 9 9 5 ) 5 - 1 、 5 - 2 、 5 - 3 - 2 、 5 - 4 - 1	3 m g / l

試験項目	試験方法	定量下限値
1, 1, 2-トリクロロエタン	J I S K 0 1 2 5 ( 1 9 9 5 ) 5 - 1、 5 - 2、5 - 3 - 2、5 - 4 - 1	0.06      m g / l
1, 3-ジクロロプロペン	J I S K 0 1 2 5 ( 1 9 9 5 ) 5 - 1、 5 - 2、5 - 3 - 2、5 - 4 - 1	0.02      m g / l
チウラム	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4	0.06      m g / l
シマジン	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5	0.03      m g / l
チオベンカルプ	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5	0.2        m g / l
ベンゼン	J I S K 0 1 2 5 ( 1 9 9 5 ) 5 - 1、 5 - 2、5 - 3 - 2、5 - 4 - 2	0.1        m g / l
セレン又はその化合物	J I S K 0 1 0 2 ( 2 0 0 8 ) 6 7	0.1        m g / l
1, 4-ジオキサン	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 7	0.5        m g / l
ダイオキシン類	平成 15 年 6 月環境庁告示第 68 号	10         p g T E Q / l

(含有試験)

試験項目	試験方法	定量下限値
水銀又はその化合物	昭和 63 年環水管第 127 号 II 5. 1. 2	25         m g / k g
P C B	昭和 63 年環水管第 127 号 II 1 5	10         m g / k g



試験項目	試験方法	定量下限値
有機塩素化合物	昭和 48 年環境庁告示第 14 号別表第 1	40      m g / k g
ダイオキシン類	平成 12 年 3 月環境庁水質保全局水質管理課 [ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル]	1000      p g T E Q / l
含水率	昭和 63 年環水管第 127 号 II 3	0.1      %